

確定申告・市県民税の申告はお早めに

☎ 市 税務課 (近江庁舎) ☎ 52-1556 ☎ 52-8730

所得税および 復興特別所得税の 確定申告

確定申告が必要な人

● 事業所得や不動産収入がある人、土地や建物を売った人などで平成29年中(平成29年1月1日～12月31日)の所得金額の合計が、配偶者控除、扶養控除、基礎控除などの所得控除の合計額を超える場合

サラリーマン

① 給与の年収が2千万円を超える場合
② 給与所得者で給与・退職所得以外の各種所得金額の合計が20万円を超える場合

③ 給与を2カ所以上から受け取り「年末調整をされなかった給与の収入金額」と「給与・退職所得以外の各種所得金額」の合計が20万円を超える場合

● 公的年金等を受給している人

① 公的年金等の収入金額(2カ所以上ある場合はその合計額)が400万円を超える場合
② 公的年金等に係る雑所得以外の所得の合計金額が20万円を超える場合

■ 復興特別所得税の記載もれにご注意
ください。

市県民税の申告

市県民税の申告が必要な人

平成30年1月1日現在、米原市に住んでいた人で、平成29年中(平成29年1月1日～12月31日)に所得のあった人
ただし、次の場合は申告書を提出したものとみなされます。

・ 給与のみの所得者で、勤務先から米原市へ給与支払報告書が提出されている人
・ 公的年金等を受給している人で、公的年金等のみの所得者

・ 所得税および復興特別所得税の確定申告書を提出した人

市県民税申告は、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の申告も兼ねています。被保険者は、所得がない場合も必ず申告してください。

確定申告が不要な人でも、平成29年分所得税(平成30年度分市県民税)において、生命保険料控除や地震保険料控除等で源泉徴収票に記載されている以外の各種控除を受けたい場合は、確定申告や市県民税申告が必要です。



申告に必要なもの

● 市税務課または税務署から送付されたはがきや申告書などの書類
● 印鑑

● 源泉徴収票(原本)

● 公的年金などの源泉徴収票(原本)

● 収支内訳書(農業、営業、不動産所得等がある人)

● 医療費控除の明細書またはセルフメディケーション税制の明細書等(医療費控除の申告をする人)
※詳しくは下記をご確認ください

● 配偶者の源泉徴収票など所得の分かる書類(配偶者特別控除を受けようとする人)

● 生命保険などの各種支払証明書(原本)

● 国民年金保険料支払証明書または領収書(原本)

● 通帳等本人名義の振込先口座が分かるもの(還付申告の人)

● **マイナンバー(個人番号)および本人確認ができる書類の提示または写しの添付**

※直接申告する人は提示となります。
次の①～③のうち、いずれかをご用意ください。

今回の申告から医療費控除が変わります！

- ★ 医療費控除明細書の添付が必要になり、領収書の提出が不要になりました！
医療費控除の明細書や医療費通知を申告書に添付してください。
※領収書は自宅で5年間保管する必要があります。
- ★ 「セルフメディケーション税制」が創設されました！
申告にはセルフメディケーション税制の明細書、検診や予防接種の領収書、定期健康診断の結果通知等(写し可)が必要です。

① 詳細は市 税務課 (☎52-1556) または長浜税務署 (☎62-6144) へお問い合わせください

注意！

「通常の医療費控除」と「セルフメディケーション税制」は選択制のため、重複して適用できません。

詳しくは、全戸配布する「市県民税・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料および介護保険料等の申告について!!」をご確認ください。

受付期間 2月16日(金)～3月15日(木)

- ① マイナンバー(個人番号)カード**
↓番号確認と身元確認を行います。
- ② 通知カードおよび運転免許証等**
↓通知カードで番号確認を、運転免許証等で身元確認を行います。
- ③ マイナンバー(個人番号)が記載された住民票等および運転免許証等**
↓マイナンバーが記載された住民票等で番号確認を、運転免許証等で身元確認を行います。
- 次の人は
長浜税務署で申告を
(申告期間 2月16日～3月15日)**
- 株式、土地、建物等の譲渡所得がある人
 - 新たに住宅借入金等特別控除を受ける人
 - 白色申告をする事業者で農業、営業、不動産所得等の収支内訳書作成の相談が必要な人
 - 先物取引に係る所得がある人
 - 山林所得がある人
 - 青色申告をする人
- 問** 長浜税務署 ☎ 6216144

Information



確定申告書の作成がインターネットでもできます

国税庁ウェブサイトの「確定申告書等作成コーナー」で、所得税や消費税の申告書、青色申告決算書、収支内訳書などを作成することができます。

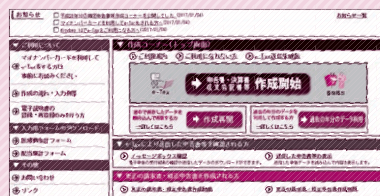
とても便利な「確定申告書等作成コーナー」

申告書を印刷して郵送等により税務署に提出できます。

また、マイナンバーカードとICカードリーダーライタを準備すれば「e-Tax」を利用して提出することもできます。

国税庁ウェブサイト

URL <http://www.nta.go.jp/>



申告相談日程

学区ごとに相談日・会場が決まっています。できるだけ指定の相談会場にお越しください。

対象学区等	相談日(相談時間9時～16時)	相談会場
旧山東東学区	2月16日(金)、3月7日(水)	山梨庁舎
旧山東西学区	2月19日(月)、2月20日(火)、3月7日(水)	
柏原学区	2月21日(水)、2月22日(木)、3月8日(木)、3月9日(金)	
大原学区	2月23日(金)、3月6日(火)、3月12日(月)	
春照学区	2月26日(月)、2月27日(火)、3月2日(金)、3月5日(月)	ジョイいぶぎ
伊吹学区	2月28日(水)、3月1日(木)	
東草野学区	3月1日(木)、3月5日(月)	米原庁舎
旧米原学区	2月16日(金)、2月21日(水)、3月6日(火)、3月7日(水)	
旧入江学区	2月19日(月)、2月20日(火)、3月8日(木)	
旧息郷学区	2月22日(木)、3月9日(金)	近江庁舎
	3月5日(月)	米原庁舎
旧醒井学区	2月22日(木)、3月9日(金)	近江庁舎
	3月5日(月)	米原庁舎
息長学区	2月23日(金)、2月26日(月)、3月1日(木)、3月12日(月)	近江庁舎
坂田学区	2月27日(火)、2月28日(水)、3月2日(金)、3月12日(月)	
全学区	3月13日(火)、3月14日(水)、3月15日(木)	

※旧山東東学区(行政区)…長岡、万願寺、西山

※旧山東西学区(行政区)…志賀谷、北方、菅江、山室、大鹿、堂谷、本郷、加勢野

※旧米原学区(行政区)…梅ヶ原、米原、米原西、下多良、中多良、上多良、多良、入江、賀目山、米原ステーションタウン

※旧入江学区(行政区)…朝妻、筑摩、礪

※旧醒井学区(行政区)…一色、醒井、枝折、下丹生、上丹生

※旧息郷学区(行政区)…河南、樋口、南三吉、三吉、西坂、東番場、西番場